

科学研究費助成事業（基盤研究（S））公表用資料
〔平成29年度研究進捗評価用〕

平成26年度採択分
平成29年3月17日現在

環境法の参加原則に係る評価指標の検討

—環境民主主義の確立に向けた国際連携構築

Review of Legal Indicators for the Participation Principle in Environmental Matters: Promotion of an International Cooperation towards Strengthening the Environmental Democracy

課題番号：26220501

大久保 規子 (OKUBO NORIKO)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

プロジェクトシンボルマーク



研究の概要

環境法の参加原則は、①環境情報へのアクセス権、②政策決定への参加権、③司法へのアクセス権という3つの柱から成り立っているが、その具体的制度は国によりさまざまであり、実効性を評価するための法的手法が模索されている。本研究は、参加原則の法的指標を開発するとともに、日本の参加法制の強みと弱みを比較法的な観点から分析して国際発信し、環境民主主義の確立に向けた提言を行うことを目的とする。

研究分野：行政法・環境法

キーワード：公法学・環境政策・環境法・市民参加・環境民主主義

1. 研究開始当初の背景

環境法の参加原則は、「環境と開発に関するリオ宣言」（1992年）に第10原則として盛り込まれ、環境分野の市民参加条約であるオーフス条約（1998年）により具体化された。同条約の現在の加盟国は全EU構成国を含め47か国にとどまるが、2010年には、国連環境計画（UNEP）により参加原則の立法ガイドライン（バリガイドライン）が採択され、中南米では参加の地域条約に関する交渉が始まるなど、世界規模および地域レベルでの取組みが進められている。

アジア、アフリカ諸国でも、1990年代以降、急速に参加制度を強化する改革が行われてきたが、それらの法制度が市民の権利利益の保護や環境民主主義の発展にどの程度貢献しているのかは必ずしも明らかではなく、制度の実態をも含めた法的評価指標を確立することにより、各国の独自性を尊重しつつも、参加原則を実効的なものにしていくための国際共同研究が求められている。

2. 研究の目的

本研究では、第1に、環境法の基本原則である参加原則について、欧州、南米、アジアを含む広域的な調査研究を行う。従来の研究では、限られた先進国のみが参照されることが多く、そのため、例えば、ドイツは欧州で最も原告適格を限定している国の1つである

ことが未だに十分認識されていない。そのため、本研究は、日本の法制度の国際的な位置付けを明らかにすることに寄与すると予想される。

第2に、従来、日本の研究者がコミットして作成された参加原則の法的評価指標は存在しないと思われるが、本研究では、海外の既存の法的指標を日本に適用して考察するのではなく、指標の作成段階から積極的に参加する。法制度の国際的な評価は、何を指標とするかによって大きく左右されるため、欧米先進国だけではなく、各地域の実態を反映した法的評価指標の作成をめざす。

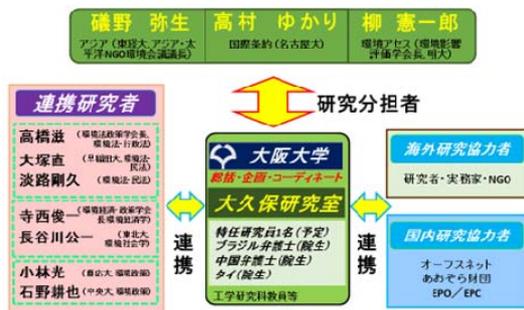
第3に、これまでの研究では全国初の全自治体協働条例調査等を実施し、法律レベルおよび条例レベルで日本の参加法制の現状と課題をある程度浮き彫りにすることができた。この研究を継続・発展させるとともに、法的評価指標を検討する中で海外の参加制度やグッドプラクティスに関する情報を収集・共有し、日本の参加法制全体の改善につながるような点を明らかにする。

以上の研究を通じ、将来的にはアジア地域における参加原則に関する条約（アジア版オーフス条約）の可能性も視野に入れ、参加法制に関するアジアの研究拠点の形成をめざしたいと考えている。

3. 研究の方法

本研究は、①参加原則に関する国際的な動向調査・分析、②参加に関連した指標の分析・開発、③環境アセスメント（アセス）における参加制度の研究という、相互に関連した3つの柱から成る。①は②の基礎となるものであり、②については、まず、環境分野の主たる参加制度であるアセスの指標づくりを行う。その前提として、③について、他の環境分野よりも詳細な調査研究を実施する。

機動的かつ実効的に研究を進めるために、分担者は少数とするものの、多角的な視野から分析が可能になるようにするために、アドバイザーボード（連携研究者）を置く。また、各国の動向をすべて自ら調査することは不可能であるから、各地域・国において参加原則の研究・実務に長けた研究者、裁判官、行政担当者、NGO等とのネットワークを形成し、連携して研究を行う（研究協力者）。



4. これまでの成果

第1に、参加原則の国際動向を把握するため、オース条約会合や中南米の参加条約交渉会議等に参加した。また、アジア、欧州、北米、中南米から、10か国以上（2017年は18か国）の研究者、裁判官、NGO等が参加する3つの国際会議を開催し、議論を深めた。さらに、アジアの状況について、日本、中国、インド、インドネシア、フィリピンおよびタイを対象として調査した結果、環境団体訴訟を認めず、環境訴訟に関する特別の法律・規則も設けていない国は日本のみであり、環境公益訴訟を導入したり、環境裁判所を設置したりして司法アクセスを強化する傾向が国際的に顕著であることが明らかになった。

第2に、国連の人権指標、オープンガバメント指標等、既存の関連指標の分析を行うとともに、環境民主主義指標（EDI: Environmental Democracy Index）のプロジェクトに参加した。EDIは、市民参加に関する世界初の法的指標であり、法律指標と補助的な実践指標から構成される。今後の指標開発の方向性としては、EDIの改善を進めるとともに、より具体的な分野別・地域別の指標を開発することが有益であると考えられる。

第3に、アセスについて参加の仮指標を作成し、2016年の国際影響評価学会において、

テーマセッション「市民参加指標の国際比較」を企画し、意見交換を行った。

5. 今後の計画

まず、アセスの仮指標をアジアの調査対象国に試行的に適用し、適用上の問題点を探りつつ指標の改善を図る。また、参加指標に地域性を反映するために選択指標の可能性やEDIの実践指標の改善方法について検討する。そして、最終年度には研究成果をとりまとめるための国際会議を行い、その議論を反映させて参加原則の法的評価指標に関する提言をまとめる。

6. これまでの発表論文等

○「環境団体訴訟はなぜ必要なのか—環境民主主義の国際潮流」、大久保規子、世界、第893号、191-198頁、2017年

○「環境民主主義指標(EDI)の意義と課題」、大久保規子、環境と公害、第46巻第3号、38-43頁、2017年

○「持続可能性アセスメントと指標」、柳憲一郎・高橋恵佑、環境管理、第53巻第3号、55-63頁、2017年

○「リオ宣言原則10の実施とその進捗をはかる指標—国連人権指標と持続可能な発展目標指標からの示唆」、高村ゆかり、行政法研究、第18号、195-204頁、2017年

○「SEAと参加—指標による参加の促進のために」、磯野弥生、環境管理、第53巻第1号、72-77頁、2017年。

○“Public Participation Indicator in Environmental Impact Assessment (EIA)”, Noriko Okubo, IAIA16 Proceedings-Final Reviewed Papers(オンライン版), 2016.

○“The Development of the Japanese Legal System for Public Participation in Land Use and Environmental Matters”, Noriko Okubo, Land Use Policy, No. 52, pp.498-550, 2016

○『行政法研究18号 特集 環境分野の市民参加と司法の役割』、宇賀克也責任編集、大久保規子・磯野弥生・高村ゆかり・柳憲一郎・ヤン=ダルポ・モニカ=ベーム他、信山社、2017年

○『行政法研究12号 特集 エネルギー、化学物質、水管理政策と市民参加』、宇賀克也責任編集、大久保規子・シリボン=ワチャワルク他、信山社、2016年

○『緑の交通政策と市民参加—新しい交通価値の実現に向けて』、大久保規子編著、大阪大学出版会、2016年。

<ホームページ・事務局アドレス>
<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/>
greenaccess@law.osaka-u.ac.jp